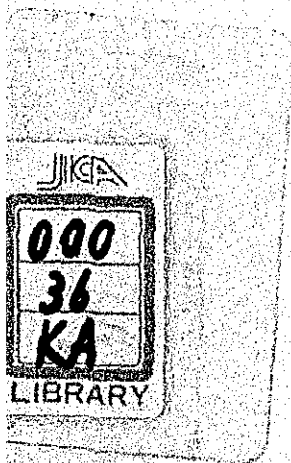


第 1 回 海 外 事 務 所 長 会 議

昭和44年3月12・13日
於バンコック

昭和44年6月



海外技術協力事業団総務部

第 1 回 海 外 事 務 所 長 会 議

昭和 4 4 年 3 月 1 2 ・ 1 3 日

於 バンコック

海外技術協力事業団総務部

国際協力事業団		
受入 月日	'84. 5. 22	000
		36
登録No.	06710	KA

海外事務所長会議出席者

(1) 本 部

田中総務部長

加藤総務部総務課職員

(2) 海外事務所

武田バンコック海外事務所長

高橋バンコック海外駐在員

八坂ニューデリー海外事務所長

安尾ブノンペン海外事務所長

北野マニラ海外事務所長

(3) 外務省

柳谷外務省経済協力局技術協力課長

(4) その他

岩元在サイゴンチョウライ病院調整員

JICA LIBRARY



1018997[5]

第1回海外事務所長会議議題

第1日目

1. 海外事務所の業務内容
2. 海外事務所の所在場所とその内容
3. 事業団本部との連絡について
4. 海外事務所の勤務体制について
5. 海外事務所駐在員とセンター等調整員との関係について
6. その他必要な事項

第2日目

1. 海外事務所と在外公館との関係
2. 海外事務所長の任国における Status について
3. 海外事務所長に対する任国における便宜供与の内容について
4. 日本青年海外協力隊事務局と事務局駐在員ないし隊員と海外事務所との関係について

第1回海外事務所長会議議事録

田中総務部長 事業団内部でもこの会議開催についてはかねてその必要性を認めており、最初のこの会合に非常な期待をかけている。又外務省当局もその重要さを認識して強力にバックアップしてくれ、とくに柳谷技協課長が出席することとなった。

議題については一応、10項目をあげているが、内部的なもの及び事務連絡的なものを最初に行ない、第2日目に柳谷課長が出席の際に、外務省と関連の強い問題を討議したい。

最初に本部の一般的状況について述べると、事業量即ち、予算の増加が年々行なわれる一方これに見合う定員機構の充実、整備が追いつかぬというアンバランスが生じているので、とりあえず、44年度は、本部の体制強化に力を入れ、こんごとも時間をかけながらこ入れをやつて行きたい。

予算の内容については従つて交付金に重点がおかれ、事業量の伸びが押えられたとの印象をうけるかもしれないが、委託費の内容をみれば質的にさうとう向上している。これは技術協力について広く外務省全体のみならず、大蔵省方面へも漸次認識がたかまつてきた証左と云えるのではないか。

日本の行なつている経済協力の割合は大きいとは云えぬが、その中における技術協力は極めて小さい。従つて、こんごこれを拡大せねばならぬわけで、事業団の仕事もますます発展するであろう。そのためにも技術協力というものをいかに定義づけどの範囲まで実施するか等が今後の大きな課題となる。例えばこれなど国有財産法の改正といつた問題も含むし、技術協力の質的内容の拡大をいかに考えるかということとも関連する。

最近の本部の動きとして、昨年9月に労働組合が結成された。組合が出来たということは、他の公団事業団にもすでにあることで、とくに驚くにはあたらぬが、OTCAの事業が一般のそれと極めて異質なもので

あることを十分に考えてほしいと思つている。組合もその趣意書によりよい事業団をつくるためにと唱つているので、それを信頼して、真剣にこれと話し合い、必要と認めれば然るべき措置をとつて改善して行きたいと考える。要するにOTCA設立いらい7年を経過し、あらゆる分野で再検討の時期にきたと考えるべきであろう。

(続いて44年度予算の主な点について説明を行なつたのち)

定員については一率削減の適用をうけて3名減となつたが、他方、44名の増員が認められ、41名の実員増となつた。これは、定員外職員解消という含みもあり、実際にすぐこれだけの戦力が増えたということにはならず、定員増についてはこんどとも努力したい。

海外事務所の事務諸費として備品費及び借料が5ヶ所についたが新設の事務所が3ヶ所に認められているので、実情をみて何処にこれを使うかを決めていきたい。

(さらに交付金関係として、災害補償費、共済制度、渡切費増額などについて言及した。)

その他、我々の当面する問題としては専門家のリクルートの問題であり、この解決のためには身分保証制度の確立が何よりも必要である。そのために抜本的な解決にはならぬが、Temporary Staff制度や専門家のプール制度を検討している。

また、職員の研修について留学生派遣の予算が認められたのは画期的なことで、このほか国際機関のFellowshipを利用するとか、国内研修も含めて充実したものにしたいと考える。

また、広報予算としてラジオの使用が認められたが、これを機会に本格的に広報事業をとりあげたい。いまのところ短波放送の利用を考えているが、これは海外にいる駐在員専門家、隊員等をつなぐmediaとしても利用できるとの考えにたつものである。来年度は、本部の機構のたてをおし、再整備に大いに努力したいが部内にもこれを望む声が強いようだ。やるとなれば、大変だが序々にできるものからやつていくつもりである。

安 尾 災害補償はいつから実施するのか、共済給付との相違、公務災害の意

味などについて説明してほしい。

田 中 災害補償は4月1日から実施し、公務傷害が対象になる。共済は公務外の疾べいに対する普通の給付で、健康保険のようなものと考えればよい。公務災害とは勤務中におこつた災害であるが、勤務地でマラリアにかつたような場合は、判断が難しい。やはり共済制度の方でカバーするのではないか。

交通事故は、事故の状況、内容等により判断すべきであろう。

武 田 共済制度の方は、駐在員も含むとあるが、災害補償の方にはないのは如何なるわけか。

田 中 災害補償の方は、駐在員も職員なのだから当然職員の災害補償規程が適用される。

武 田 専門家と外務省の在外勤務者とは在勤俸が違うし、われわれも違う。これはどういう基準で違うのか。外務省の場合、在勤俸と住宅手当を切り離しているが、O T C Aの場合はどうですか。

田 中 在勤俸の性格のちがいがいということがあろう。外務省で住宅手当の切離しは来年度からで事業団の場合、在勤俸のUPは、住宅手当も含めて行なわれることになる。

武 田 センターとか、専門家が2～3人いるところには、車が沢山来ていて駐在員には来ないという現実には、理解できない。なおかつ、自分の車を、それも中古を公用に使用している現状をもう少し理解して欲しい。

田 中 予算折衝で大いに努力したが駄目であつた。実情はよくわかるが。大蔵省の方は同種の他事業団の例をひいて認めなかつた経緯もある。もちろん、今後も努力します。

安 尾 駐在員のカバーリングエリアという問題は、復数の事務所はまでも1人のところは無理だ。

田 中 たしかにそういう問題はあつた。今年3ヶ所認められた事務所についても、パキスタンはダツカに置くべきかイスラマバドに置くかという問題がある。これは、今のところダツカに置く方向で検討しているが、それにしても東西パキスタンの両方をカバーするとなれば1人では難しい。シンガポールとマレーシアの問題にしても同じことが言える。

八 坂 特に新設事務所については、場所とか、環境等問題があるであろうが、それよりも海外事務所は何をするべきかという基本方針を決めなくてはいけない。今ある場所に専門家が多いからその Take care をするんだというだけでは本末転倒になりはしないか。又現在の海外事務所は、その国の実情に応じて便宜的に運営されているが、今後とくに新設事務所については、しつかり基本方針を固めた上で開設すべきではないだろうか。

田 中 実際これだけ海外事務所がありながらこれについての規程がないのが実情で、勤務の範囲、大使館、センター、専門家との関係等についての規程を至急作成しなくてはならぬと思っている。要するに規程より事務所の開設が先行したという感じがする。

安 尾 専門家の Recruit の問題はどうか。

田 中 専門家の親元によつて事情が違ひ親元のない自営の人もいるわけで、要はいかにして彼等の身分保障をするかというのがポイントで、プール制度とか失業保険的な制度によつて少しづつでもカバーしようとはしている。

武 田 質問が重複するが、海外事務所の業務内容所長の職分などがはつきり定まつてないので予算がつきにくいということはないだろうか。つまり海外事務所は、専門家の送迎をするのだとはつきり規定されていれば、公用車も認められるのではないか。会議費にしても同様である。実際、専門家と食事をして大使館におぶさっている感が強い。現地活動費の内容もしかりだ。

われわれのところは事務諸費が50ドル増額されたとのことだが、センターが200ドル、専門家1人1人に30ドルの活動費がついたことを思うと、海外事務所は、もつと多くてもよいのではないか。これは余り海外事務所を重要視していないとの感じさえする。

安 尾 逆に専門家におぶさっているのが現実だ。

武 田 国別に活動費の額を変えるようなことも考えて欲しい。

北 野 事務所の経費として200ドル程度では、運営は不可能だ。事務所借料がついたとは言え、なかなか条件に合ったものは難しいし、又100

ドルで人を雇うといつてもできない場合が多い。従つてこのままでは事務所は借りたが、内容が伴わないという結果がおこるおそれが充分にある。

武田 大使館の中に事務所があるというばあいでも、タイピストのみならず、運転手とか掃除人とか色々人を雇わなければならないので100ドルでは、とても無理だ。

田中 事務所を公館の外にもつとという問題は任国によつていろいろ事情が違ふだろうし、在外公館によつては、一諸に居られては困る、という場合もある。国有財産の中に入ること、あるいは他の国の同種の特殊法人とのふりあいということもあつて、こんどの措置になつたようだが、仕事の性質上出るにしても公館から至近距離ということは絶対条件だろう。

北野 マニラの場合、交際費的なものはすべて大使館におんぶしているので、館外に出るとなると非常にやりにくくなる。

安尾 予算が沢山計上され、事務諸費、事務所借料等の予算もつくと、技術協力関係の業務の一切を事業団がやるんだというよりの間違つた考えが大使館に強くなり、われわれを強く圧迫している。そしてそれができないということになると専門家なり相手国政府からみて何のために駐在員がいるのかということになりかねない。

北野 国の事情により、大使館のニュアンスが違ふのではないか。

武田 バンコックでは大使館は、出られたら困ると言ひし、このまま内部に居れば、仕事ははきだめのようにうず高く積るし、いろいろ考えると早く出たいような気もする。

八坂 技術協力は、扱う範囲が広いので、大使館の担当官に未経験者が赴任してくると、すべて、事業団が処理してくれると考えて押しつけてくる。

武田 それに、代議士が来訪するから事業団でやつてくれなどと言われる。事務所規程でもはつきり出来ていてその業務内容に含まれていなければそれを示してことわる事が出来るのだが。

北野 規程の内容だが、便宜供与について、専門家の面倒を一切、海外事務所が見るといふことになると、私事に亘るものまであつて困る。

八 坂 考えなく便宜供与の依頼をしてくる場合が多い。インドの場合、ニューデリーに、ボンベイに行くから世話をしてくれといつても、地理的に不可能だ。物理的に不可能なことを要求されるのは全く困る。

大使館の外に出ると従来見せてもらっていた書類の回覧がこなくなる。実際に大使館と密着した仕事をしているので非常に不便になるだろう。

田 中 結局いま、ブノンペンがやつているように、大使館に行つて公信あるいは書類を直接見せて貰うより仕方がない。その点不便になることはわかるがやむをえない。それもさることながら、本部と在外との連絡を一本化し、密にする方法も考えなくてはいけないと思う。文書を担当している総務課を充実し、文書規程を確立して、資料的なものもいち早く、海外に流すべく組織を確立したいし、それと同時に、極端に云えば公信、電信等が各事業部でばらばらに出されているものを一本化し、総務課で掌握したい。又、専門家からくる、各事業部長宛の連絡、業務報告書も本来は理事長宛に送付され、それを総務課で処理し各部に配布すべきと考える。

本部で組織規程その他決まつたことや変更のあつたことなどは、その都度早く流すようにしたい。とにかく、来年からまたるヶ月の海外事務所が増えると、海外事務所について根本的に考えなおさなければならない時期が来ているようで、これについて皆さんに討論して欲しい訳です。

北 野 外務省が公館に毎日流す"一般情報"とまではいなくても連絡は密にしてほしく、毎月発行されている業務月報すら、時々来ないということもあるのは困る。これが来ないと、専門家や研修員の動きがわからない。

八 坂 私のところは、くることはくるが非常に遅い。

安 尾 一ヶ月区切りの月報もよいが、できれば一週間区切りの仕事にして欲しい。

高 橋 専門家などの派遣の場合も、できるだけ一本化して欲しい。次から次にばらばらに飛行機に乗つてこられると無駄な手間がかかるので、やはり総務課でとりまとめて、調整して欲しい。

田 中 討議がすでに本部との連絡というのに入つてきているので、センター

理事長等の報告書をどう扱うかという問題についてまづ意見をききたい。
北野 マニラの場合は他と少し違うと思うが、赴任前本部である程度の打合わせもして、報告書は全て海外事務所長に一応提出させ、これに自分のコメントを付し本部へ送っている。

武田 バンコックの場合は、人数、地域等が広がってまずそういう方法は無理だ。

八坂 そういうやり方は聞いていないが、もしやるとしたら時間的に、長くなりすぎて余り合理的でない。インドでは報告書は理事長名、事務連絡は、部長名で提出しているが、その間の事情をお互いが知らないとな事務に支障をきたすので、専門家から報告の写を受け取り、大使館の公使まで回覧している。特別のもの以外は、大使に見せない。しかしチームを組んだセンターになると、それを運営しているのが何処かという問題もある。即ち、事業団が世話をするのか、大使館なのか、領事館なのか、実際のところ分からないので関係先全部に報告書のコピーが廻ってくる。結局、専門家に報告書作成の比重がかかりすぎる一方、報告書の内容に問題点が指摘されていると、全ての関係先が逃げてしまう。こういった専門家やセンターを實際誰が面倒を見るのか、という本質的な問題にもなってくる。公信類の行先の問題じゃなくて、責任の問題がはつきりしていないから混乱がおこり、センター管理などの問題が十分に解決できないのではないのか。

田中 たしかに一つの問題だ。その他にもセンター理事長の権限というのが責任が明確化されていないことなどもあるわけで、今後早急に十分な体制を作る必要があることを痛感している。

北野 そうはいつでも、センターについては理事長の性格や人格によつてずい分内容が変わってくる。

田中 本部でも、センター理事長は、どんな人がよいのか、例えば、技術者がよいのか、行政能力のある人がよいのかということの問題が提起されている。

例えば、今度ウガンダにセンターを作ることになったが、ここには大使館はないし、現在カバーしているケニア大使館ではとても手が廻らぬ

ということで、そうなると、センターの理事長は相手国政府と直接交渉をする能力ももっていないのではならぬということで、大変なことである。
高橋 将来の姿としてセンターには事業団プロパー職員が調整員でなく理事長として出るべきではないか。

北野 自分の云うべきことではないが、ウガンダにセンターを作ること自体が非常に問題じゃないですか。フィリピンの場合は、監督官庁のNACIDAが非常に熱心なので助かるが。

田中 そういうことも含めて、いま我々の仕事を再検討する時期だと思う。私見だが技術協力をすすめるにしても不十分な予算で総花的に世界にこれをばらまいて効果があるかどうか問題だ。

安尾 八坂所長にうかがいたいですが、インドの場合も、総領事館が、大使館の仕事をフォローすることがあるのか。

われわれのしている大使館との業務は、インドでは総領事館とコンタクトするのか。

八坂 地域的に総領事館の管轄内にあるばあいが多いので総領事館も関係してくる。仕事の面は、大使館の中に事務所があるので、ほとんど大使館との間でやっている。

田中 こんどグツカに海外事務所を設置するとすれば、インドの逆になるわけで、連絡のため、中央政府があり大使館のあるイスラムバドへ行かねばならないだろう。

八坂 インドもそうですが、地方政府と中央政府との考え方は、相当違うし、ほとんどの技術協力をパキスタンで実施するとしたら両方におくべきだろうと思います。われわれ駐在員の仕事は一応、専門家の世話が主たる仕事になつているが、大使館といえども、明確な方針があるわけではなく、大使個人の意志で、或いは公使参事官も含めて業務のやり方が動く例が多いので、そうした問題を除くには、技術協力に詳しく、定見を持つた人が、駐在員として現地にあり、大使以下の意見を取りまとめて、大使館にアドバイスし現地で折衝にあたるべきだと思う。

新任の館長が、赴任してきて、思いつき技術協力を実施するか、東京の姿が現地にしわ寄せされ、その後仕末を海外事務所長がやるとする

と、なかなか正しい方向で修正ができない。それ故、事業団の駐在員は、専門家の世話することもさることながら、むしろ技術協力の姿勢をただすとか、将来の方針をたてるといつたことのできる人を選ぶといつた方向で考慮して欲しい。

高橋 事務所の性格を本部が明確にし、業務内容を決定しそして、大使館業務との区別をはつきりする必要がある。

田中 外務省で政策を決定し、事業団がそれを実施するということははつきりしている。従つて現地にあつても外務省の出先機関である大使館と事業団の出先機関である海外事務所との関係はそうあるべきだ。しかし、事業団は全体的な政策についても意見は言ひべきだし、事業計画、予算の作成についてもとうぜん意見があつて然るべきだと思ひ。

次に「本部との連絡方法等について」の討論に移りたい。

武田 前に話が出てゐるが、便宜供与については一元化した連絡方法をとつて欲しい、飛行機にしても同じ頃に同一場所に来るなら、同一便が利用できるか、総務部あたりで各部の予定を調整して出発日や飛行便を決めるようにしたらどうか。できるなら1週に2回とか3回に出発便を決めてまとめて、送り出して貰つたら助かる。

高橋 私信ベースでくる便宜供与が困る。海外事務所へ便宜供与するときは、私信はやめ必ず総務部長名で発信するといつたシステムを確立して欲しい。或いは逆に、私信ベースのものは、便宜供与しなくてもよいといつたシステムでもよい。

北野 便宜供与でも来る人の目的によつて異なるが、海外事務所があれば、所長宛に依頼し、大使館にはなるべく迷惑をかけないよう配慮して欲しい。例えば効果測定のための出張者の立寄りなど大使あての公信は不要だ。本当に仕事のある者のみを公信によつて依頼すべきである。逆に通報さるべき者の通過が通報されぬケースがある。

武田 大使館に便宜供与は依頼しなくても、連絡だけはすべきだ。

八坂 外務省の場合、公信といつても、局長名の半公信、大臣名の公信とがあり、公信、半公信では、担当官の取り扱い方が変わつてくる。事業団の職員が来印する時は、すくなくとも、公信で連絡して欲しい。

武 田 公用旅券の渡航先追加は現地では非常に時間がかかるので十分に予定をねつてVISAも東京で必ずとつてきてほしい。又、帰国に際して、途中立ち寄りを希望する専門家が多いが、いろいろ事故があつたりすると困るので、このために保険をかけさせ、さらに、この間のトラブルについては一切事業団は関知しないと言ひ含めてはいるが、やはり本部に稟請して、許可をうけるべきでないか、バンコックの場合は一応そのような許可の申請はしているが。

田 中 専門家等の任期の問題とも関連してくるが、何れにしても許可は受けるべきでないか。

武 田 これに関連して途中立ち寄りの稟請をし出発帰国間際になつても、返事が来ない例がある。このような場合は許可があつたと看做しています。

武 田 渡航先の中に必ず、東南アジアに来る時は、香港を加えておいてほしい。

八 坂 任期の問題ですが、契約上、任期が切れた翌日帰国することになつているが、これは実際困る、帰国するために2〜3カ月位前から業務を切り出して、帰国準備をしているケースが多い。これでは、任期を全つとっているとは言えない、こういった準備のため業務から実質的に離れることになり、相手国政府とトラブルを起すことすらある。少なくとも帰国のための準備期日は、任期1年につき何日といったアローワンスをつけたらどうか。

武 田 タイの場合は、滞在許可に何年何月何日までとなつているので、任期切れの日が期限切れとなつていて、延長がきかない。従つて、帰国準備のため2〜3週間前から業務を離れているのが実情である。

実際任期終了後、帰国準備をするのか、任期中に帰国準備をするのか、はつきりきめてもらいたい。

八 坂 考えかたとして専門家は、任期終了日に帰ろうとする、というのは、1日や2日日延べしても滞在費が支給されないのだから……この辺も含めて検討してほしい。

八 坂 本部との連絡の件だが、報告書は必ず、理事長宛に提出するよう指示されてきたが、それに対する返事はほとんど、部長、課長からくるので、

つい根負けの形で、報告書も担当部、課長宛ということになる。また、公信と事務連絡とはつきりと区別してほしい。また、先般の事務所を公館の外に設けるための予算に関連しての連絡だが、外務省と事業団とで通報のニュアンスがちがう。当初外務省から大使館あての公信によると、O T O A 事務所はすべて外に出るというようにとれた。

北野 公信番号、電信番号等は必ず一連番号を付して欲しい。欠番があつたりすると、紛失したのかと思つてびつくりすることがある。

田中 御意見はまことに尤もで至急にそうした点の整備をしたいとかねて考えていた。要するに体制が確立されれば、必然的にこうした問題も解決して行くのだが、現在の総務課の体制あるいは文書規程その他の不整備といった現状ではとても無理な話であるが、ぜひ早急に何とかするつもりである。

武田 話が戻るが、渡航先追加とその取扱いについては、専門家が勤務を離れるばあい、本部に報告すべきか。また本部に照合して返事がないのは許可するという意味なのか。

田中 勿論旅券法上の手続きはとつてもらわねばならぬが、事業団としては事故があつたりしては困るので、必ず本部の許可なり承認を取り付けてからやつてほしい。災害補償を適用するようならばあいでもいろいろの判断の基準になる資料となるので充分取り扱いには注意して欲しい。

次に各海外事務所の勤務体制について順次御説明いただきたい。

武田 バンコックの勤務時間は、8：30～12：00（昼休み2時間）
14：00～16：30

但しほとんど午前6時半頃まで勤務している。

勤務は月曜～金曜日で土曜休日、その他の休日は、タイ国の祝祭日と天皇誕生日及び年末、年始。

例年4月5月が一番暑く、勤務は8、30～13、00までとなり、午後は休みとなる。

八坂 ニューデリーの勤務時間は8：30～13：00（昼休み1時間半）
14：30～17：00

冬期 水、土曜日は半日勤務

夏期 1週間に2日だけ午後までやり、4日間は、半日勤務。

インド政府が第2土曜日を休日としているので、当方も休日とし、その他インドの祭日は原則として休みとするが、年末年始は、日本式である。

4、5、6月は夏期で大変暑く、業務の能率も低下するので交替制で2～3週間の休暇をとっている。

安 尾 プノンペンでは

役 所は 7:00～13:30

専門家は 8:00～13:30

大使館は 8:00～14:00

以上に合わせてほしい8:00～14:00まで勤務している。

休日はカンボディアの祝祭日とあわせているが、テト(旧正月)4日間の間はかえつて専門家等の来訪があるので、実際は休めない。年末年始は1月1日だけで、日本大使館も休む。

北 野 マニラでも、日本大使館の休日にあわせており、フィリピンと日本の双方の休日を休んでいる。

勤務時間は、9:00～12:00(昼休み2時間)

14:00～17:00

水、土曜日は半日勤務である。

岩 元 サイゴンは、勤務時間 8:00～12:00(昼休み2時間)

14:00～17:00

休日は、日本とベトナムの双方の祝祭日。

以上が大使館の勤務時間で、自分としては9:00から館内で勤務につき、必要な時のみ、8:00からとしている。

田 中 勤務時間は各国によつて違うが、やはり大使館および相手国政府のそれと合わせる必要がある。そして、御苦労だが専門家などの世話に便利な体制をとることもやむをえない。

安 尾 海外事務所の複数制を考えてほしい。それとクレークの増員をはかつてもらわぬと勤務体制がととのわない。

田 中 複数制はもちろんとりたいが、一方海外事務所の設置を必要とする地域がまだたくさん残っている。従つて当分はどちらをとるかとなると教

で勝負せざるをえないのではないか。

武 田 事務所の職務なり権限についてはすでに度々言及されているが、少なくとも現在より積極的にセンターや専門家に対して発言権をもつようにできぬか。事務所の格上げということにもなるが、専門家の渡切費の使い方とか調査団の調査費受取りのエンドースメントとか、むしろやるべきだと思う。調査員とくに短期のものと事務所との関係もはつきりしてほしい。プロジェクトについて現地の者としての立場から発言権を与えられてよいのではないか。基本的には駐在員の現地参加という形になるが、あいさつ、報告会、相手政府との交渉を援助し、コントロールする方向にあるべきで、調査員は所長と連絡を密にしてそのアドバイスをうける心構えをもつべきである。

八 坂 調査員の人選が問題であり、本部に人材がいなければ天下りでも何でも人をとるべきだ。“調整員”という呼び名じたいが問題で、雑用係との印象を与えやすい。センターのばあいはさらにひどい。逆に“Coordinator”となると相手国には高い地位との印象を与える。

武 田 調整員はセンターにはりつけず、サイゴンの岩元君のように、場合によつては他の専門家の世話もできるよう自由に動かす方式を考えてはどうか。例えば、タイに計画中ときく一次産品関係の諸プロジェクトの基地調整員を海外事務所に勤務させるのも一つのやり方と思う。

センター調整員は協定期間中ぜんぶが必要かも知れないと考えるべきで、本来調整員は通訳がその主たる役目であつたと思う。センターの内容をみて真に必要なかどうか決めるべきであろう。ガン・センターの調整員は病院管理が専門というが、実際はそうとう問題がある。いまのところ問題があつたら先方から相談にきてアドバイスするだけで、こちらから何か云う立場にないようだ。結局事務所権限と関連することになる。

八 坂 調整員については事務所との関係もないし、本部とも関係がない。調整員が本来の姿で意見を述べるとかえつてトラブルがおこり、問題をおこすと東京での評判が悪くなるという実態だ。

岩 元 自分は調整員だが、本部を離れると根無し草のようなものだ。協力隊でやつているように総務部で一括してにぎる方式がとれぬものだろうか。

そして、専門家などの評価をしたばあいもそれをまともを受けとめてほしい。それをもつて個人的にうまくいつてないのではないかと思われては困る。

田 中 次に「その他必要事項」について意見があつたら何なりと述べてほしい。

武 田 調整員も含めて在外勤務者の定員をフルに充足してはどうか。ローテーションの長期的展望と計画があればできるように思うが。

本部の総務課なり人事厚生課なりを充実させて在外勤務者の様子を十分つかみ必要な措置をとれる様にしてほしい。

八 坂 現地雇用人の処遇については、退職金、昇給等の道を拓いてほしいし、大使館と同じペースで長期雇用の方向で検討してほしい。

北 野 現在大使館内に間借りしているが、物理的にスペースの点で現地補助員をおけず、大使館の雇つた者を使わせてもらつている。補助員を雇つても1年ごつの予算ではやり難く、任国の労働法規の関係もあつて1年きりで首をきることができない。どう考えても2人の傭人は必要だが、今の月100ドルの予算ではどうても不足である。

八 坂 各地で物価の相場が違ふから本部で調整できないか。

安 尾 年度末の携行機材費の追加はどうもおかしいし、効率的でない。注文生産が多いからなお無駄がでると思う。

武 田 B/Lの送付がおくれ、機材の引取りがおそくなつて、倉敷料がかさむことになる。外務省を経由してくるのが原因かもしれない。

派遣者に対する東京でのオリエンテーションが十分でなく、やり方を考え直してもらいたい。

機材については東京からのインフォメーションが十分でなく、同一の機材を送つてくる例すらある。追加機材は不評判で、何十万円を限度に要請せよと指示されてもうまく行かない。一方事務所の方にはそのような連絡は全くないし、むしろ事務所に指示して調整させてはどうだろうか。

八 坂 本部における専門家派遣業務については、その組織なり機構なりから根本的に考え直すべきでないか。手間がかかるのはわかるが部内の業務

量のアンバランスということもあるが、機材調達についてのマニュアルというものもないようだ。従つて各部課でやり方がちがうということにもなり、検収についての手続きについても連絡がない。経理部で大筋をまとめることを考えなくてはならない。

武 田 海上火災保険は、機材全てにかけているが、現地に支店とか代理店のある保険会社を利用してほしい。

北 野 エルトール・コレラ（長崎大）の撲滅計画用機材について、専門家の意見では単価が高く、銘柄が2流であるとのことである。

以上 第1日目

田 中 海外事務所の業務内容、在外公館との関係などについて討議を行ないたい。とくに柳谷課長も出席しているので、本省に聞いてもらいたいことを十分に話してほしい。

八 坂 インドは、ニューデリーの中央政府を通じて、全インドの技術協力の手続きが行なわれている。自分としては大使館及び3ヶ所の総領事館との連絡事項が事務の半数を占める。さらに云うと館内の技術協力の事務を殆んど担当し、領事館との連絡も自分がやっている。

海外事務所に対し、本部からくる連絡と本省から大使館を通じてくるものとの相違があるのでこまる。大使館内に極くかどろかという問題もそのつど、本部と外務省とでは、ニュアンスが異なり、解釈が違うことになる。結局大使館内部の考えは、出る必要がない、ということだが、本省の公信では少し位非能率でも出るべきだ、ということになる。

そこで、大使館は、全体的な情勢をみて、決定するといっているが、一方、事業団本部は、大使館の決定にまかせるようなニュアンスであつた。将来のことを十分に考えて結論を出すべきだろう。

田 中 確かに、大使館内にいた方が便利なのであつて、大使館の方が希望するなら無理に館外に出す必要はないと思う。現状に即した考え方でよいと思う。

八 坂 在外公館の便利のために同居するという考え方は困るが、もし内部に居るなら、大使館に借料を払つたらどうだろう。

武田 バンコック

大使館内にいることによつて、あらゆる連絡事務がスムーズに行なわれているし、ルーティンに属する資料等は公信類にいたるまで全て、海外事務所が保管しているのので、仕事がやりやすい。

海外事務所を外に出すことについては、大使、公使が先般来訪した会計課長と相談した結果、今のところ出る必要はないという結論に達した。しかし、事業団が、海外事務所を大使館外に開くとしてその方法によつては、業務内容や経費の面が変わつてくることにもなる。結論が出ればそれに従つてやり方もあるが、現在海外事務所が引き受けている業務のうちはつきり大使館のものと、海外事務所のものとは分離することが出来ぬものが多い。たとえば、公信公電の60%が技術協力関係と云われている。何れにせよ事務所の任務を的確にしてもらふ必要がある。もし、可能ならば、八坂所長が申しているように、事業団が大使館事務所を借りる形で、維持費を支払うのも一つの方法と思う。

もう一つ、この問題についても館長が変わつて方針が変わるといふことでは困る。

岩元 将来のことだが、もしサイゴンに事務所がおかれるとすれば、大使館内にそれだけのスペースはない。といつて近所にも適当な事務所は見つかるまい。自分の感じでは、大使館と別に事務所ができると能率がうんと低下すると思われ、仕事だけを考えれば大使館も館内に入ることを望むてあるう。

安尾 プノンペン

大使館に会議室すらない現状であつて、現在間借りしている文化センターも、出なければならぬので早急に手当してほしい。

このように現在、大使館と離れて事務所をもつているが連絡が非常に不便である。公電公信も大使館に出かけて見せてもらうことになり、どうしてもおくれがちになる。

本省の方で、公電公信の回覧先を指定し、事業団に関するものはさつそく連絡してもらふようなことはできないか。

カンボディア政府との折衝も自分が行なうが、政策面には手を出さぬ

ようにしている。しかし、大使館の下働きになることはさけて、互に相手の立場を尊重するようにしている。

現在の事務所は、電話代は割高でこちらで払っているが、電気代は払っていない。クーラーが入るとこの分は払うことになる。

八 坂 ニューデリーの場合は、大使館内に居るが電話代は払っている。

安 尾 クラークが一人いるが、実際のところ、いま程度の報酬では、非常によい補助員は求められない。困るのは通関手続きなどのため外出したつきりになると自分が出かける際は錠をかけてしまうことになる。一人だけでは無理であるが。これも一つに事務諸費の額が少ないことに尽る。

北 野 マニラ

ルーティンの技術協力、つまり受入派遣については、海外事務所長が、専管で行ない公信も書いている。プロジェクト・ベースのもの、ADBとの協力、協定などは大使館がやり、専門家が派遣されたらOTCA本来の仕事として事務所がフォロー・アップしている。

その他、同窓会活動、研修員関係資料の整理が主な仕事である。事務所についてはマニラには、貸ビルが沢山あるので、至近距離に場所を求めることはできるが、現在大使館と同一ビル内に適当なスペースがあるので、そこを借り上げたいと思っている。約50㎡で、大使館のVISA Sectionに隣接していて非常に便利である。事務所内に協力隊駐在員の連絡場所を置くかどうかという問題はあるが、スペースの上から無理であろう。

柳谷課長 OTCAの事務所は協力隊とちがつて、大使館の外に出るべきか否かの考え方がこれまではつきりしていなかつた。しかし、長期的ビジョンとしては、外に出るべきでないか。大蔵省は、元来駐在員派遣に反対していた経緯もあるが、国有財産の中に入るのはこまるとの立場であり、外務省の官房も同じ考えで、これと技協課の考え方の差が、結局こうした原則的に外に出るという形になつて現われたものである。従つて、予算上も普通ならなかなかつきにくいのだが、最後の段階でうまくとれた。要するに、短期的な処理と長期的な計画を併せ、実情に即して流動的に考えていきたい。結果的には暫定期間が長く続くということになるかも

しれない。

新設の事務所のうち、インドネシアについてはすぐにも駐在員を派遣しなければならないだろう。一方、既設の事務所についても、事務所借料が計上されたからといって即、大使館外に出るという考えは、官房当局や、大蔵省にはあるが、技術協力課や官房の会計課としては、画一的に実施する必要はないと考えており、無理してでも大使館から遠くに事務所を置く必要はないと思う。至近距離とは、隣接した非国有財産という意味であり、大蔵省は「渡り廊下説」とでも言う考え方で了解している。

もう一つ事務的になるが、OTCA関係の連絡が人の往復にいたるまで公電でまかなわれているが、OTCAプロパーのものは分離すべきではないかと考える。

武 田 各海外事務所によつて、事務所維持費が違うのだから、借料、公用車、傭人費を査定して予算を作成してくれると助かる。それに、受入、派遣に関する電信等はそろそろ事業団が直接やつてもよいのではないだろうか。

田 中 本部と事務所の間に直接電信を往復することになると、本部の体制もそれに応じるように強化しなくてはならぬだろう。

次に各海外事務所の問題点とステイタスあるいは相手国政府の便宜供与の問題について討議をすすめたい。

八 坂 事務所借り上げについては、協力隊事務局と本部の予算をいつしよに考えて、共同で借り上げることもできるのではないか。

特権問題については、種々の形で便宜的な方法をとっているようだが、事務所の人員が増え、拡充がなされるようなら、ちゃんとした形で一定の協定化すべきであろう。

インドについてはステイタスは Non Diplomatic staffとして公文で外務省に通報されており、それに伴う便宜供与を受けている。車については、免税ではないが、所得税は免除されている。

武 田 CP専門家と同等の待遇という申入れをしているが、フィリピン方式にかえて現在交渉中のはずである。

柳谷課長 二国間協定を結びたいとの要望は多いが、バイラテラル方式となると大蔵省が固いので、なかなか難しい。結局国内をおろす工夫をせねばならぬのだが、いまのところそういった事情が駐在員にはねかえってくるわけだ。

安尾 メコン調査員という資格で滞在している。税関立入りが許可されないので困っていたが、大臣名で許可証が近々出ることになった。

相手国からの便宜供与はこれと似たものはなく、インド、ニューデリーと同じである。

北野 交換公文でステイタスが決められているが、自動車の無税輸入はない。しかし、実質上持出しを条件として無税扱いをうけることになっている。専門家は、着任後6ヶ月以内なら無税輸入の特権が認められている。

八坂 普通技術協力は、大蔵省が、担当機関で、現在大使館のOTCA Sectionとして自分が交渉連絡に当たっているが、将来OTCA Officeとして独立すると、個々の特権は別として正規の登録が必要であろう。単に煙草を安く買うというだけでごたごたするのは本末転倒ではないか。

協力隊はもちろん協力隊の representative として仕事をしている。

柳谷課長 相手側にOTCA Officeを認める制度がないのではないか。

北野 自分の赴任前の大使館では、事業団をnon-Governmentalとして説明していてごたごたした。とくに新設事務所のばあい、大使館じたいによく理解をしておいてもらわぬと困る。

八坂 相手国への説明の一助として事業団法の英訳でもつくってもらえると便利だ。海外事務所は創設期で、色々不便はあるが、とにかく基本的なものをつめてほしい。

田中 問題点を色々と整理して考えたい。なお団法の英訳は考慮するが概要の英訳はすでにできている。

次に、海外事務所と協力隊の関係について気付いた点があれば話してほしい。自分の印象では現地では協力隊という別個のものでなく、OTCAとして受取られているし、事実一諸に扱われている面が多いのではないか。

八 坂 協力隊調整員はインド政府に対してはregional representative となっており、我々の事務所とつしよに仕事をするを条件に、その派遣を要請、現在O.T.C.Aの海外事務所は複数制の体制になつている。隊員もこれを素直に受け入れているし、本部と協力隊の出先を別にする必要はないのではないか。インドでは二人がそれぞれ相補つて仕事をしている。

協力隊駐在員が、隊員の世話をすべてするということは、事実上不可能である。そして本部の駐在員が協力隊のことで出張すると協力隊の旅費を使うが、東京が二つになつているので稟請などで困る。現地を云々するより、まづ本部の方針をきめてほしい。現地へのしわ寄せを小手先でアジャストしているのが実情である。

安 尾 現在カンボディアには協力隊員が5名でスポーツ関係であるが、その世話を協力隊事務局から依頼されている。しかし、8月になると隊員が9名になるので、本部駐在員として面どうみきれない。彼等も金もかかるらしく、相当金も借している。通常連絡もしにくいし、大使館でも協力隊には辟易している。できれば、専門家派遣にとどめてほしい。

田 中 協力隊員と専門家を一諸の場所におくことは、種々の点から考えものかも知れない。

武 田 いろいろないきさつからタイには協力隊が入っていない。大使館もどちらかというと消極的である。D.T.Cは希望して昨年各省とはかり、8名の要請があつたが、条件がおりあわず中止となつた。協力隊の使い方としては実施中のProjectsの中で、協力の一環として受入れるのが最もよいと思う。

協力隊の駐在員は海外事務所長の指揮下に入るべきだ。現にマレーシアやラオスの駐在員が本部と関係がないと云われて不満であるとも耳にしている。いまのやり方は行きすぎではないか。本部で命令の一元化をはかつてほしい。現実問題として、タイを通過する隊員にはすべて便宜供与をしており、あくまで技術協力の一環として協力隊を考えるべきだと思う。

北 野 自分としては赴任前に打合わせもし、協力隊以外の本来の任務を行な

い、協力隊については消極的協力をする方針でやっている。現実には協力隊の駐在員がケソンに事務所をもち大使館に連絡機をおいているが、会計や技術協力のmind等を指導しており、大使館でも協力隊事務局は、事業団の一部局であるからその駐在員も所長の指揮下に入るべきものと考えているようだ。

フィリピンでは、協力隊はO.T.C.AでなくJ.O.V.Cで通っていることをつけ加えたい。

八坂及び武田 マニラに海外事務所を新設しながら協力隊がその中に入らぬのはおかしい。

武田 タイに協力隊がくれば、これはD.T.E.CのVolunteers Sectionが扱うこととなりすべてのことについてO.T.C.Aの一部として事務局が仕事と責任を負うこととなる。

北野 フィリピンでは多少事情がちがう。

八坂 実際の業務上、協力隊員を専門家と一諸にするのは問題だが、やはり一つのProjectを実施するにしても、専門家を多数集めることは不可能なのだし、こんごの技術協力のあり方として、この二つを組み合わせるべきではないか。両者を別のものとして考えるのは何としてもおかしい。

武田 協力隊についてもいろいろやりたいが、現在のところ手が出せぬという感じだ。これが技術協力とはつきりすれば、タイに入る余地は十分にある。但し、この場合 junior expert制度として考えないと、タイ側の受入れ上難点が出てくる。とにかく協力隊が国内の青年対策を目的とするなら他の然るべきところに移管し、別個に junior expertというものを考えるのも方法ではあるまいか。派遣についてもタイはCPで受け入れると云っているが、協力隊は協定が必要というしどうも難しい。話はちがうが、体育指導者を専門家として派遣することを要請されたが、これは技術協力ではなく文化事業であると云われたこともある。

八坂 技術協力は、スポットの協力はすでに時代おくれであつて、地域プロジェクトに変えて行くべきだ。また、専門家がやつてきても老令で意慾なく要求ばかり多いというケースが多く、技術的に協力隊よりはるかに

劣るものさえいる。やはり専門家と協力隊の組合せを考えるべきでないか。現在の方式では相手国が段々と相手にしなくなってくる。協力隊の使い方をもう一度考え直すべきだ。

安尾 カンボディアでは、JOCVの知名度は低く、文化活動の一環として考えられているようだ。

北野 協力隊の駐在員にはやはり事業団ブローパーの人をあてるべきでないか。さもないと事務的に不馴れなことが多かつたり、調整員とうまく行かないということがおこりやすい。

柳谷課長 大使館にも色々不備な点があつて、不満なこともあるだろうが、技術協力は新しい仕事であり、認識と理解が十分とは云えぬかもしれない。必要があれば報告してもらい、うまく調節していくようにしたい。

以上 第2日

